

## 公害防止主任者資格認定講習実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 116 条第 1 項に規定する公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）の実施について、条例及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成 13 年埼玉県規則第 100 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、規則第 91 条各号に定める職務を遂行するに当たり必要となる、技術及び法規に関する知識を修得させ、公害防止主任者の適正な選任を図ることを目的とする。

### (受講資格の審査)

第 2 条 受講申請書の提出があったときは、受講資格及び公害防止主任者の適正な選任を図る観点から選任の必要性について優先順位を審査し、受講者を決定する。

2 審査の結果、受講者として認められなかった者については、その旨通知する。

### (講習の実施)

第 3 条 講習の講師は、公害防止監督者等に関することを所掌する課（以下「担当課」という。）の職員及び公害の防止・法令・技術に関し同等以上の知識を持つと担当課の課長が認める者をもってあてる。

2 講習は、平易に行うものとする。

3 講習内容の理解度を確認するために、テストを実施する。

4 テストの内容については、講習の内容に則し、平易なものとする。

5 テスト問題は、担当課職員と講師が協議して作成するものとする。

6 講習科目、時間数及びテストの問題数は、別表のとおりとする。

7 講習は、対面方式又はオンライン等の非対面方式のいずれかの方式、又はその両方式により実施することができるものとする。

8 講習の実施方法等の詳細については、年度ごとに公害防止主任者資格認定講習実施計画の中で定めることとする。

### (修了者の認定)

第 4 条 講習を受講し、かつテストにおいて 60%以上の正解率を有する受講者については、講習の修了者として認定し、修了証書を交付する。

2 講習の修了者として認定されない者については、希望により、1 回に限り、追加テストを実施することができるものとし、前項と同等の正解率を有する者について、講習の修了者として認定し、修了証書を交付する。

(修了者名簿の作成)

第 5 条 講習の区分ごとに、修了者の氏名、生年月日及び修了証書番号を記載した修了者名簿を作成する。

2 修了者名簿は、永久に保存するものとする。

(修了証明書)

第 6 条 修了者は修了証書を汚損又は遺失した場合に限り、修了証明書の交付を申請することができる。

2 前項の交付申請があり、その内容が正当であると認められる場合には、申請者に修了証明書を交付する。

(その他の事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、この要綱に規定する事項を所掌する水環境課長と大気環境課長が協議し、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

別表

1 大気関係公害防止主任者の認定講習

講習科目	時間数	問題数
1 公害概論	3	4
2 大気汚染関係法規	4	5
3 燃焼・ばい煙防止技術	5	7
4 除じん・集じん技術	4	5
5 測定技術	3	4
6 テスト	1	
合計	20	25

2 水質関係公害防止主任者の認定講習

講習科目	時間数	問題数
1 公害概論	3	4
2 水質汚濁関係法規	4	5
3 汚水等処理技術一般	7	9
4 測定技術	5	7
5 テスト	1	
合計	20	25

3 騒音・振動関係公害防止主任者の認定講習

講習科目	時間数	問題数
1 公害概論	3	4
2 騒音及び振動関係法規	4	6
3 音及び振動の性質	4	4
4 騒音及び振動の防止技術	6	7
5 測定技術	2	4
6 テスト	1	
合計	20	25

4 ダイオキシン類関係公害防止主任者の認定講習

講習科目	時間数	問題数
1 公害概論	3	3
2 ダイオキシン類関係法規	4	5
3 ダイオキシン類の排出防止技術	9	7
4 測定技術	3	5
5 テスト	1	
合計	20	20

※各区分の講習時間数には、自習時間を含めるものとする。

下記の公害防止主任者資格認定講習の修了証書を汚損（遺失）したので、資格認定講習の課程を修了したことを証明願います。

記

受講した講習の区分	
受 講 年	
修了証書の番号	
生 年 月 日	

年 月 日

住所

氏名

埼玉県 部 課長 様

第 号

上記のとおり公害防止主任者資格認定講習の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

埼玉県 部 課長